

結核予防法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

近年の結核り患率の動向、結核医療に関する知見の蓄積、結核患者の発生に係る地域格差の拡大等結核を取り巻く環境の変化に対応し、結核の予防のための総合的な対策の推進を図るために、予防接種の前行われるツベルクリン反応検査を廃止するとともに、定期健康診断及び定期外健康診断の効率的な実施のための見直し等を行うこと。

第二 改正の要点

一 国及び地方公共団体の責務

1 国及び地方公共団体は、結核に関する正しい知識の普及、情報の収集及び提供、研究の推進、人材の養成等を図るとともに、結核患者が適正な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。この場合において、結核患者の人権の保護に配慮しなければならないものとする。 (第二条第一項関係)

2 国は、結核に関する情報の収集等の推進を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう

努めるとともに、地方公共団体に対し必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならないものとする。 (第二条第三項関係)

二 国民及び医師等の責務

1 国民は、結核に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、結核患者の人権が損なわれることがないようにしなければならないものとする。 (第三条関係)

2 医師その他の医療関係者は、結核の予防のための施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、適切な医療を行うよう努めなければならないものとする。 (第三条の二第一項関係)

3 病院の開設者等は、当該施設において結核が発生又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。 (第三条の二第二項関係)

三 基本指針等

1 厚生労働大臣は、結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 (以下「基本指針」という。) を定めなければならないものとする。 (第三条の三関係)

2 都道府県は、基本指針に即して、結核の予防のための施策の実施に関する計画を定めなければならない

ないものとする。 (第三条の四関係)

四 健康診断

- 1 定期の健康診断の対象者を政令で定めるものとする。 (第四条第一項及び第三項関係)
- 2 定期外の健康診断について、都道府県知事は、結核の予防上特に必要があると認めるときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断を受けるべきことを勧告することができるものとし、当該勧告に従わないときは、当該職員に健康診断を行わせることができるものとする。 (第五条関係)

五 予防接種

定期の予防接種及び定期外の予防接種について、予防接種の前に行われるツベルクリン反応検査を廃止するものとする。 (第十三条から第十七条まで、第十九条、第二十一条及び第二十一条の二関係)

六 家庭訪問指導及び結核患者等に対する医師の指示

- 1 保健所長は、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師等をして、結核登録票に登録されている者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行わせ

るものとする事。 (第二十五条関係)

2 医師は、結核患者を診療したときは、処方した薬剤を確実に服用することその他伝染防止に必要な事項を指示しなければならないものとする事。 (第二十六条関係)

七 結核の診査に関する協議会

結核診査協議会の名称、委員等について所要の見直しを行うものとする事。 (第四十八条から第五十条まで関係)

八 その他

その他所要の整備を行うものとする事。

第三 施行期日等

一 この法律は、平成十七年四月一日から施行するものとする事。 (附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとする事。 (附則第二条から第四条まで関係)